

議案第 29 号

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年 7 月条例
第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害を
いう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条及び第 13 条を次のように改める。

（報酬の額等）

第 12 条 団員には、別表に定める額の年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合の年額報
酬は、それぞれの勤務した期間（新たに団員に任用され、又は団員がその職を離
れた場合は、その日の属する月を含む。）に応じて月割により支給する。

(1) 年度の途中において、団員に任用され、又はその職を離れた場合

(2) 年度の途中において、年額報酬の額の異なる区分に異動した場合

3 年額報酬は、年度ごとに支給するものとし、翌年度の 5 月に支給するものとし
る。

4 出動報酬は、各年度において、4 月分から 9 月分までについては当該年度の
11 月に、10 月分から翌年 3 月分までについては翌年度の 5 月に当該期間の実

績に応じて支給するものとする。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、甲府市職員旅費支給条例（昭和30年3月条例第16号）に定める一般職相当職とみなし、費用弁償を支給する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

1 年額報酬

区分	報酬の額
団長	年額 82,500円
副団長	年額 69,000円
分団長	年額 37,500円
副分団長	年額 32,500円
部長	年額 28,000円
班長	年額 24,000円
団員（上記以外の者に限る。）	年額 23,500円

2 出動報酬

区分	支給単位	報酬の額	摘要	
災害	1日	8時間以上	8,000円	消防長、消防署長又は団長の命令により災害現場において職務に従事したときに支給する。
		4時間以上	4,000円	
		8時間未満		
		4時間未満	1,500円	
警戒	1日	1,500円	消防長又は団長の指示により警戒業務に従事したときに支給する。	
訓練	1日	1,500円	団長の招集、指示等により訓練に従事したときに支給する。	
その他	1日	1,500円	市長が必要に応じ、その都度定める。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

非常勤の消防団員の処遇の改善を図るため、年額報酬の引上げ等を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。